

令和6年1月16日

お客さま各位

## 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する当組合の対応について

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、被災されたお客さまへの預金の払出し等について、当面の間、以下の通り便宜的なお取扱いをさせていただきますので、最寄りの店舗窓口へご相談ください。

1. 預金証書、通帳を紛失された場合、預金者であることを確認させていただいた上で、預金の払戻し対応をさせていただきます。
2. お届の印鑑を紛失された場合は、預金者であることを確認させていただいた上で、拇印にて対応させていただきます。
3. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しにも対応いたします。また、これらの預金を担保とする貸付のご相談も承ります。
4. 今回の災害等による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係機関と協議の上対応させていただきます。
5. 今回の災害等による手形・小切手の不渡り処分等については配慮させていただきます。また、電子記録債権についても配慮させていただきます。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換も承ります。
7. 国債を紛失された場合のご相談も承ります。
8. 応急資金がご入用な場合やお借入金の返済猶予等につきましてもご相談を承ります。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のお手続き、ご利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用にかかるご相談を承ります。
10. 罹災証明書を必要とするお手続きでも、新潟市等における交付状況等を勘案し、現況の写真をご提出いただくなど被災状況が確認できる場合、罹災証明書を後日ご提出いただく等の対応についてご相談を承ります。

※ その他、詳しくは当組合の窓口までお問い合わせください。

以上